

## EDI 取引を目的とする購買システムの利用規約 (Coupa) 1.1 版

EDI 取引を目的とする購買システムの利用規約 (Coupa)（以下「本規約」という）は、当社による、機器、設備、資材、その他の調達品、サービス等（以下「購入機器等」という）の購入を目的として、**Coupa Software Inc.**（以下「提供事業者」という）が提供する間接材／役務サービス調達システム **Coupa**（以下「本件購買システム」という）を通じて、本件購買システムの利用者（当社が本件購買システムの利用資格を付与した法人をいう。以下「EDI 会員」という）と当社との間で行う取引を円滑且つ合理的に推進するために必要となる事項を定めるものである。EDI 会員になることを希望する者が本件購買システムの利用を申込み、当社が承諾することにより、当社および EDI 会員（以下、いずれか一方を「当事者」という）との間に本規約に基づく本件購買システムの利用契約が成立し、当社および EDI 会員は、本規約の約定を理解・承諾のうえ、本規約を遵守して本件購買システムを利用しなければならない。なお本規約において、当社とは、ソフトバンク株式会社および本規約第 1 条にて定めるソフトバンク株式会社の関係会社（以下「当社グループ会社」という）を指し、文脈上合理的な範囲で両者を読み替えて解釈するものとする。

### 第 1 条（定義）

- 1 本規約において、次の用語は、それぞれ以下の各号に定める意味で用いられるものとする。
  - (1) 「本件取引」とは、次号に規定する取引基本契約に基づく当社と EDI 会員間の継続的取引および取引基本契約によらずその都度当社と EDI 会員間で締結される個別の契約（以下「一回的個別契約」という）に基づいてなされる当社と EDI 会員間の単独の取引を総称したものをいう。
  - (2) 「取引基本契約」とは、当社と EDI 会員間で既に締結された、または今後締結される基本契約（これらが変更された場合、当該変更後の契約も含まれるものとする。）をいう。
  - (3) 「個別契約」とは、取引基本契約に基づき当社と EDI 会員間で締結される個別の契約および一回的個別契約を総称したものをいう。
  - (4) 「本件 EDI」とは、本件購買システムを利用した EDI（電子データ交換の方法）をいう。
  - (5) 「運用マニュアル」とは、当社が、本件 EDI に関して必要な事項を定めるために別途策定し、EDI 会員に交付する規約、マニュアルその他の定めを総称したものをいう。
  - (6) 「本件データ」とは、当社および EDI 会員が本件購買システムを通じて行う、見積の依頼、見積の回答、発注（個別契約の申込みの意思表示）、受注（個別契約の

申込みに対する承諾の意思表示)、請求、支払通知などを内容として当社と EDI 会員間で伝達されるデータを総称したものをいう。

- (7) 「送信当事者」とは、本規約に従い本件データを本件購買システムに登録した当事者をいう。
  - (8) 「受信当事者」とは、本規約に従い送信当事者により本件購買システムに本件データが登録された後、本件購買システムによって自動送信された本件データが登録されたことを内容とする電子メールを受信した当事者をいう。
  - (9) 「電子認証」とは、本件データの同一性の確認および当該データの送信当事者の意思確認のため、本件 EDI において当社および EDI 会員がそれぞれ用いる、電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号)第 2 条第 3 項に規定する特定認証業務を提供する者による電子署名および電子証明書等をいう。なお、個別契約において、電子認証を用いるか否かについては、法令および関係するガイドライン等の定めに従い、当社と EDI 会員が別途協議して定める。
  - (10) 「営業日」とは、暦日の土曜日、日曜日、12 月 29 日、12 月 30 日、12 月 31 日、1 月 2 日、1 月 3 日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に定める祝日および当社が別途定める休日を除く日とする。
  - (11) 「当社グループ会社」とは、当社の関係会社のうち、当社が本件購買システムの使用を 許諾している法人をいう。
- 2 本規約において、特段の規定のない限り、日時はすべて日本時間による。
  - 3 本規約において、各条の見出しあは便宜上のものであって、本規約の解釈に影響を及ぼさない。
  - 4 本規約における条項の引用は、特段の記載のない限り、本規約の条項の条番号を指すものとする。

## 第 2 条 (利用資格)

- 1 本件購買システムは、当社が明示的に利用資格を与えた者のみが利用することができる。
- 2 前項の利用資格を与えるため、当社は、自ら与信調査その他の審査を行うものとし、当社は、審査合格を条件に、利用資格を与えるものとする。
- 3 EDI 会員は、EDI 会員において本件購買システムを適切に利用・管理することを目的として 1 名以上の管理者(以下「管理者」という)を置くものとし、EDI 会員の役員・従業員(以下「担当者」という)のアカウントを一元的に管理するほか、管理者および担当者への操作方法等各種説明の実施その他の啓蒙活動、担当者の誤操作等により必要となるパスワード等のリセット作業を担当させるものとする。
- 4 EDI 会員は、本件購買システムの利用の申込みおよび利用にあたり、本件購買システムに登録した情報(EDI 会員に関する情報を含み、また管理者が本件購買システムに

登録した情報を含むが、本件データは含まない。以下「登録事項」という)の正確性を保証し、その内容について一切の責任を負うものとする。

- 5 当社が EDI 会員に利用資格を付与する場合、当社は、ID、パスワードを電子メール等により管理者に交付するものとする。
- 6 EDI 会員に以下の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、当社は、何らの催告をすることなく直ちに当該 EDI 会員の利用資格を停止または取消すことが出来るものとする。この場合、当社は、当社が利用資格を停止または取消したことにより EDI 会員に生じたいかなる損害についても EDI 会員に対して賠償する義務を負わないものとする。
  - (1) 本規約に違反した場合
  - (2) 登録事項に虚偽の内容が含まれていた場合
  - (3) EDI 会員から当社に対し、利用資格の停止または取消の申入れがあった場合
  - (4) その他、当社が EDI 会員の利用資格の停止または取消が妥当と判断した場合

### 第 3 条 (ID・パスワード等の管理)

- 1 EDI 会員は、正当な権限を有さない者が本件購買システムを利用等することがないよう、善良なる管理者の注意を払って自己に発行された ID およびパスワードの管理および利用をしなければならず、管理者および担当者を適切に管理・監督しなければならない。
- 2 EDI 会員は、自己の管理者および担当者に発行された ID およびパスワードを用いて本件購買システムの利用等がされたときには、当該 EDI 会員の利用と看做され、その利用に係る損害賠償義務を含む一切の責任を負うこととに同意する。
- 3 EDI 会員は、自己の管理者および担当者に対して発行された ID またはパスワードが漏洩したことが判明した場合(そのおそれがある場合を含む)、直ちに当社に対してその旨を通知し、当社の指示に従う。
- 4 EDI 会員は、当社と EDI 会員間の意思表示の伝達を確実に確保するため、本件購買システムに登録される管理者および担当者全ての電子メールアドレスを常に正しく維持・管理すると共に、当該電子メールアドレスについて追加、削除、変更等の事由が生じたときには、遅滞なくこれを追加、削除、変更等する手続を講じなければならない。EDI 会員が当該追加、削除、変更等の手続を怠ったことにより当社に損害が生じた場合、EDI 会員がその責を負う。

### 第 4 条 (登録事項の変更)

EDI 会員の登録事項に変更が生じた場合、EDI 会員は遅滞なくこれを追加、削除、変更等する手続を講じなければならない。EDI 会員が当該追加、削除、変更等の手続を怠ったことにより当社に損害が生じた場合、EDI 会員がその責を負う。

## 第 5 条（本件 EDI の実施）

- 1 当社および EDI 会員は、本規約の定めに従って、本件 EDI により、個別契約の成立、請求及び対価の支払いを行い、本件 EDI を通じて、本件取引に関する必要な本件データを遅滞なく相互に伝達しあうことを合意する。ただし、当社および EDI 会員が本件 EDI を一部若しくは全部において用いないことを本規約の成立後に別途合意した場合にはこの限りではない。
- 2 前項に拘らず、当社および EDI 会員は、別途合意することにより、本件データのうち、本件 EDI を通じて伝達する通知事項を限定することができる。この場合において、本件 EDI を用いずに当事者間で行う本件データに相当する必要な情報の通知は、当社所定の書面によるものとする。
- 3 本件取引において、電子認証を用いることが関係するガイドライン上要求される場合または当社と EDI 会員が電子認証を用いることに合意する場合には、該当する個別取引は、電子認証を取得して行うものとする。

## 第 6 条（運用マニュアル）

- 1 当社は、本件 EDI に関して、別途運用マニュアルを策定し、本件購買システムの利用方法、遵守義務等の必要な事項を定めたうえで、EDI 会員に通知または交付する。
- 2 当社および EDI 会員は、運用マニュアルが本規約と一体をなし、本規約の一部を構成するものであることを相互に確認する。
- 3 当社および EDI 会員は、本規約に基づき本件 EDI を実施するにあたっては運用マニュアルの規定を遵守しなければならない。
- 4 運用マニュアルを改訂・変更する必要が生じた場合、当社は随時運用マニュアルを改訂・変更できる。ただし、当社が運用マニュアルを改訂・変更する場合には、当社のホームページ等に掲載する方法、その他適宜の方法により、当該改訂・変更内容を公表または EDI 会員に通知するものとし、当該公表または通知を行った時点で当該改訂・変更の効力が生ずるものとする。
- 5 本規約に定めた事項と運用マニュアルに定めた事項との間に齟齬や矛盾、不一致等がある場合には、本規約の定めが優先して適用される。

## 第 7 条（設備等）

- 1 当社は、本件 EDI を可能とするため、本件購買システムを当社の費用負担と責任において、適正に維持・管理する。
- 2 当社は、本件購買システムの保守、管理業務およびその他本件購買システムに関する一切の業務について、その全部または一部を必要に応じその関連会社その他の第三者

に委託できるものとする。ただし、この場合であっても、当社は本規約に定める当社の義務を免れないものとする。

- 3 EDI 会員は、自らの費用負担と責任において、コンピュータその他本件 EDI を行うために必要なハードウェア、ソフトウェア、通信回線その他の環境（本件購買システムを除く）を適正に準備、維持および管理する。なお、EDI 会員は本件購買システムに接続するために要する費用の一切を負担しなければならない。

#### 第 8 条（利用時間）

本件購買システムの利用時間は、原則として、提供事業者が定める本件購買システムの稼働時間とする。

#### 第 9 条（システム障害時の措置）

- 1 本件購買システム、インターネット環境の障害等の理由により取引に支障（以下「本障害」という）が発生したとき、本障害の発生を知得した当事者は、遅滞なく相手方に連絡するものとし、当社および EDI 会員は相互に協力してすみやかに対応を図るものとする。
- 2 当社および EDI 会員は、本障害が復旧するまでの間、当社所定の注文書等の書面により本件データに相当する必要な情報を相手方に通知するものとする。

#### 第 10 条（本件データの到達および意思表示の時点）

本規約にしたがって本件購買システムに登録された本件データは、当該登録がなされた時点で意思表示その他の通知がなされたものとみなす。

#### 第 11 条（読み出し不能データの取扱い）

本件購買システムに登録された本件データが、データの文字化け等により読み出しが不可能な場合または読み出した本件データに技術上の誤りがある場合、当事者間で別段の合意がなされない限り、当該本件データにかかる意思表示その他の通知は登録時に遡及して効力を失う。なお、この場合、受信当事者は、送信当事者に対して、本件購買システムに登録された本件データが、データの文字化け等により読み出しが不可能であることまたは読み出した本件データに技術上の誤りがあること等について遅滞なく電話、電子メール等の通信手段、その他適宜の方法により通知し、その取り扱いについて協議する。

#### 第 12 条（契約の成立）

- 1 取引基本契約は、当社がその契約内容を記載した電磁的記録に当社の電子認証を付して本件購買システム上に登録することで合意の意思表示を行い、EDI 会員が当該電磁的記録を本件購買システム上に登録することにより合意の意思表示を行うことによ

って成立するものとする。

- 2 取引基本契約の解約または変更について、当社および EDI 会員の双方が事後的に合意した場合、前項の規定を準用し、当社は解約または変更を記した電磁的記録に当社の電子認証を付して本件購買システムに登録するものとし、EDI 会員は、当該の解約または変更の意思表示に対する合意の意思表示を本件購買システムに登録するものとする。
- 3 個別契約は、当社が本件購買システムに発注を内容とする本件データを登録することによる個別契約の申込みの意思表示に対し、EDI 会員が本件購買システムに受注を内容とする本件データを登録することによる個別契約の申込みに対する承諾の意思表示を行うことにより成立するものとする。
- 4 EDI 会員は、本件購買システムに当社からの発注を内容とするデータが登録された場合、本件購買システムに速やかに受注を内容とする本件データまたは受注しない旨の回答を内容とする本件データを本件購買システムに登録する。
- 5 個別契約の解約または変更について、当社および EDI 会員の双方が事後的に合意した場合、前 2 項の規定を準用し、当社は本件購買システムに解約または変更を内容とする本件データを登録するものとし、EDI 会員は、当該の解約または変更の意思表示に対する承諾の意思表示を本件購買システム登録するものとする。
- 6 当社が本件購買システムに発注を内容とする本件データを登録した後 15 営業日以内（ただし、竣工（業務完了）または納品予定日が 15 営業日よりも以前に到来する場合は、竣工（業務完了）もしくは納品予定日の前日まで）に当該発注に対する EDI 会員の受注を内容とする本件データの登録がない場合、または EDI 会員が受注しない旨の回答を内容とする本件データの登録がある場合、当該発注を内容とする本件データにかかる個別契約の申込みは、当社および EDI 会員が別途合意しない限り、効力を失うものとする。
- 7 下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号。以下「下請法」という）の適用がある個別契約においては、当社は、発注を内容とする本件データを印刷して EDI 会員に交付、または本件購買システム上に下請法第 3 条に記載すべき事項を記載した PDF 形式の電磁的記録をダウンロードできる状態で掲示し、同電磁的記録へのリンクを当該個別契約の契約者である EDI 会員に通知するものとし、EDI 会員は、当該方法によって下請法第 3 条第 2 項に定める事項の提供を受けることを承諾する。
- 8 個別契約において契約書原本を契約当事者の数だけ作成し、各契約当事者が保有する旨の定めがあったとしても、当該契約の契約書面は作成しないものとする。
- 9 前項の場合において、当社は EDI 会員と合意した契約の内容および本件データ（第 16 条第 3 項に基づき保存される訂正等に関する情報を含む）を本件購買システム内に保存するものとし、これを当該契約の成立を証する記録とする。
- 10 前二項の規定は、EDI 会員または当社が当該契約の契約書面を作成することを相手

方に要求した場合は適用しない。

- 11 第 8 項の規定は、第 5 条第 3 項に基づき電子認証を取得して締結する契約については適用しない。

#### 第 13 条 (EDI による支払い)

1. EDI 会員より当社に対して請求情報が送付された時点をもって、当該契約内容に基づく請求がなされたものとする。なお、EDI による支払いを受ける場合、EDI 会員は当社に対し重複して本件取引における請求書の発行は行わないものとする。
2. EDI 会員は、本件購買システム上の理由等により、本条の EDI による請求手続きを経ない場合、当社に対して本件購買システム上の手続きによらない請求依頼を行い、当社の承認を受けるものとする。
3. 本件購買システム上の不具合により支払遅延が発生、若しくは発生する恐れのある場合、当社は、速やかに EDI 会員にその旨を通知するとともに、復旧に尽力するものとする。
4. 前項において、なお遅延の発生する恐れのある場合、当社は、本件購買システムによらず、個別に EDI 会員からの請求依頼に基づき承認手続きを行い、別途 EDI 会員の発行する請求書等に基づき支払い手続きを行うものとする。
5. 前条の請求確認後、本件購買システム上の不具合により、支払予定期日から支払遅延が生じた場合、当該支払予定期日から実際に支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払い金額に年率 3.0% を乗じた額の遅延利息を支払うものとする。なお、第 15 条乃至第 16 条の EDI 会員の行為により、当社の支払が遅延した場合はこの限りではない。

#### 第 14 条 (EDI 会員の見積保証義務)

EDI 会員は、当社が登録した見積の依頼に対して、当該見積への回答を本件購買システムに登録した場合、見積の回答内容（見積価格、見積条件等を含むがこれに限られない）を本件購買システム上で定めた有効日まで保証する。

#### 第 15 条 (利用制限および禁止行為)

当社および EDI 会員は、以下の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 本件購買システムの趣旨・目的等に反する行為
- (2) 事実に反する情報を相手方に提供する行為
- (3) 相手方および本件購買システムを利用する第三者に損害を与えるおそれのある行為
- (4) 相手方および第三者の知的財産権等の権利を侵害するおそれのある行為
- (5) 本件購買システムに関する ID およびパスワードを不正に入手し、利用する行為  
ならびに第三者に ID およびパスワードを漏洩、貸与、譲渡および利用させる行為

- (6) 本件購買システムに対し、コンピュータ・ウィルスおよびこれに感染したおそれのあるデータ等を送信する行為
- (7) 本件購買システムのシステム障害を発生させるおそれのある行為
- (8) 違法または違法とされるおそれのある一切の行為

#### 第 16 条（本件データの訂正、削除および追加の禁止）

- 1 当社および EDI 会員は、本件購買システムに登録された本件データの内容（取引に関する受領書、または交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項および当社と EDI 会員が本件購買システムを通じて通知することに合意した事項をいう。以下同じ）を改ざんしたまは正当な理由なく訂正、削除および追加をしてはならない。
- 2 当社および EDI 会員は、本件購買システムに登録された本件データの内容に誤りを発見した場合等、正当な理由により本件データの内容の訂正、削除および追加（以下、あわせて「訂正等」という）が必要な場合には、遅滞なく相手方に通知するものとする。当該通知がなされた場合には、通知を受けた者は、次項に定める方法または当社が別途定める方法により必要な補正を行うものとし、通知を送付したものはこれに協力するものとする。
- 3 当社または EDI 会員は、前項に定める事由により、本件購買システムに登録された本件データの内容の訂正等を行う場合には、訂正等を行った日付、理由、訂正等の内容、訂正等を行った処理担当者の氏名の記録を行うものとし、これらの情報についても本件データとともに保存するものとする。
- 4 前三項にかかわらず、当社は、本件データに関し、国税に関する法律の規定に定める取引情報の保存期間を超過した場合には、当該データを削除することができるものとする。

#### 第 17 条（本件購買システムの停止）

- 1 本件購買システムの提供事業者によって定期もしくは緊急に保守を行う場合、その他正常に稼働できない事由が発生した場合において、提供事業者による公表に従うものとし、当社としては一切の責任、連絡義務を負わないものとする。
- 2 本件購買システムの提供事業者により本件購買システムの全部または一部を将来に向けて恒常的にまたは期間を定めて停止させる場合、当社としては一切の責任、連絡義務を負わないものとする。

#### 第 18 条（本件購買システムに関する当社の責任）

- 1 当社は、本件購買システムに起因または関連して EDI 会員が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。

- 2 当社は、第 17 条による停止が行われた場合に EDI 会員が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとする。
- 3 前二項に拘らず、当社の故意または重大な過失に起因して EDI 会員に損害が生じた場合、前二項に定める免責の規定の適用はないものとする。ただし、当社が負担するのは、EDI 会員に直接かつ現実に発生した通常損害に限るものとし、かつ、本件購買システムの障害等により、または前項による停止により、直接影響を受けた個別契約の取引価額を上限として賠償する責を負うものとする。

#### 第 19 条（本件購買システムの停止等の場合の意思表示その他の通知方法）

本件購買システムが理由の如何を問わず停止した場合、個別契約に関する意思表示、本件取引に関する本件データの伝達の方法については、別途当社と EDI 会員間で協議し、その取扱を決定するものとする。

#### 第 20 条（取引基本規約との関係）

- 1 本規約（第 6 条第 2 項に規定するとおり、運用マニュアルも含まれる。）は、本規約に基づき当社と EDI 会員との間で本件購買システムの利用に関する合意が成立する以前に本件購買システムを利用せずに締結された取引基本契約および個別契約と同様に本件取引の一部を構成するものとし、本規約に定めのない事項は、当該取引基本契約および個別契約の定めに従うものとする。
- 2 本規約に基づいて取引基本契約または個別契約を締結した場合において、本規約に定めた事項と当該取引基本契約または個別契約に定めた事項との間に齟齬や矛盾、不一致等がある場合、本規約の定めが優先されるものとする。ただし、第 26 条に定める秘密保持義務については、この限りではなく、当該取引基本契約または個別契約において秘密保持義務に関する条項が定められている場合には、当該条項が本規約第 26 条に優先するものとする。
- 3 前項の定めにかかわらず、本規約は、本件購買システムを利用しない購買契約の締結を制限するものではなく、当社および EDI 会員は書面等により、本件購買システムを利用しない個別契約を締結することができる。この場合において、当該個別契約には本規約は適用されない。
- 4 当社と EDI 会員との間で本件購買システムの利用に関する合意が成立する以前に、当社と EDI 会員が本規約第 12 条に定める方法により本件購買システムを利用して合意の意思表示をした取引基本契約および個別契約は、本規約に基づいて締結したものとみなす。ただし、法令および関連するガイドライン等により書面の作成が義務付けられている場合で、電磁的記録によって代える場合には事前の合意が必要と定められているものは除く。

## 第 21 条（本規約に基づく本件購買システムの利用契約の終了）

- 1 本規約に基づく本件購買システムの利用契約は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、以下に定めた時点をもって当然に終了する。この場合、当該利用契約が当然に終了したことにより相手方に生じた損害については、いずれの当事者もその損害について責任を負わないものとする。
  - (1) 当事者の一方が相手方に対して 30 日以上の期間を定めて、書面により通知した場合には当該期間の経過時。
  - (2) 第 17 条による本件購買システムの停止後、当該システムの運用が再開されることなく 180 日が経過した場合には、当該期間経過時。ただし、当社は期間経過前に EDI 会員に通知することにより、当該期間を延長することができるものとする。
  - (3) 第 17 条による本件購買システムの停止時に、当該システムの運用を再開しないことを、当社が明示的に公表または EDI 会員に通知した場合には、当該の本件購買システムの停止時。
  - (5) EDI 会員に対する電子メール、電話または郵送等による連絡や通知が不能となつた場合には、当社が EDI 会員の本件購買システムの利用停止の措置を講じた時。
- 2 本規約に基づく本件購買システムの利用契約が終了した場合であっても、その終了の理由の如何を問わず、当該終了前に締結された個別契約および終了前に到達した本件データの効力は存続するものとし、当該利用契約はこれらに適用される限度で引き続き有効に存続する。

## 第 22 条（本規約の有効性および個別性）

本規約の規定のいずれかが無効または違法となる場合であっても、本規約の他の規定は引き続き有効とし、その時点で有効な個別契約の履行には何らの影響を与えないものとする。

## 第 23 条（地位の譲渡等）

EDI 会員は、本規約に基づく合意に伴い取得した契約上の地位を、その全てか一部かを問わず、当社の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡しまたは移転することはできないものとする。

## 第 24 条（損害賠償等）

本規約において明示的に定める場合を除き、当社または EDI 会員は、本規約に違反する等、本規約に関連して相手方に損害を与えた場合、相手方に直接かつ現実に生じた通常損害（逸失利益を除く）に限り、賠償する責を負うものとする。なお、疑義を避けるため念のため規定するに、取引基本契約および／または個別契約に違反する等これらの契約に関連して生じた損害の賠償については、当該取引基本契約および／または個

別契約の規定に従うものとする。

## 第 25 条（解除）

当社または EDI 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、相手方は何らのは是正を求める催告を要せず、本規約に基づく本件購買システムの利用契約を解除することができる。なお、当該解除前に締結された個別契約および解除前に到達した本件データの効力は有効に存続するものとする。

- (1) 本規約の定めの一に違反し（但し、治癒が可能な軽微な違反に限る）、相当期間を定めて是正を催告しても、なおこれを正さない場合、または本規約に関して重大な違反行為があつた場合。
- (2) 本件購買システムの提供または利用に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められる場合。
- (3) 自ら振り出しもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りとなった場合、支払停止状態に至った場合、手形交換所取引停止となった場合またはこれらに準ずる状態に至った場合。
- (4) 差押、仮差押、仮処分（本件取引に影響を及ぼすものに限る）または競売の申し立てがあつた場合。
- (5) 公租公課を滞納して督促を受けた場合、または滞納処分を受けた場合。
- (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始（これらに類似する手続を含む）の申し立てがあつた場合、または清算に入った場合。
- (7) 合併によらず解散の決議をした場合または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡を行なおうとした場合。
- (8) 第 2 条第 6 項に基づき、EDI 会員が利用資格を停止または取り消された場合。

## 第 26 条（秘密保持）

1 当社および EDI 会員は、当事者の一方から秘密であることを明示して開示された相手方の技術上、営業上の情報および本規約に伴い知得した個人情報を厳に秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なく、目的外での利用および第三者に開示、漏えい等をしてはならない。ただし、個人情報以外の情報については、次の各号に掲げる情報についてはこの限りでない。

- (1) 開示を受けたとき、既に公知であったもの。
- (2) 開示を受けたとき、既に自己が保有していたもの。
- (3) 開示を受けた後に、自己の責に帰さない事由により公知になったもの。
- (4) 開示を受けた後に、第三者から秘密保持義務を負うことなく、適法に取得したものの。
- (5) 開示の前後を問わず、独自に取得または作成したことを証明し得るもの。

- 2 前項の規定は、次の各号の一に該当するときは適用しない。
- (1) 法律上の照会権限を有する第三者からの照会に適法に応じる場合。
  - (2) 合理的な理由により顧問の弁護士、会計士、税理士等に対して、その理由の範囲内で秘密保持義務を付して開示する場合。

#### 第 27 条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社および EDI 会員は、本規約に基づく本件購買システムの利用契約の締結時において、自ら（当社および EDI 会員の代表者、役員または実質的に経営を支配する者を含む。以下同じ）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 当社および EDI 会員は、相手方が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。
- 3 当社および EDI 会員は、相手方が反社会的勢力に属すると判明した場合、何らの催告をすることなく、本規約に基づく本件購買システムの利用契約および本規約に関連するすべての契約（以下、総称して「本契約等」という）を解除することができる。
- 4 当社および EDI 会員が本契約等に関連する契約（以下「関連契約」という）を第三者と締結している場合において、当該第三者または関連契約を代理もしくは媒介する者が反社会的勢力に属すると判明した場合、当社および EDI 会員は関連契約の解除その他必要な措置を求めることができ、相手方がすみやかにこれに応じなかつた場合は、当社および EDI 会員は直ちに本契約等を解除することができる。
- 5 当社および EDI 会員が、前二項の規定により、本契約等を解除した場合には、その損害を賠償する責を負わない。

#### 第 28 条（存続条項）

本規約に基づく本件購買システムの利用契約が終了した場合においても、第 2 条（利用資格）第 3 項、第 3 条（ID・パスワード等の管理）、第 12 条（契約の成立）第 6 項乃至第 9 項、第 14 条（EDI 会員の見積保証義務）、第 18 条（本件購買システムに関する当社の責任）、第 21 条（本規約に基づく本件購買システムの利用契約の終了）第 2 項、第 22 条（本規約の有効性および個別性）、第 23 条（地位の譲渡等）、第 24 条（損害賠償等）、第 26 条（秘密保持）、本条（存続条項）、第 29 条（準拠法）、第 30 条（協議事項）および第 31 条（合意管轄）の規定は引き続き有効に存続するものとする。

#### 第 29 条（準拠法）

本規約は、日本法に準拠し、日本法に従い解釈されるものとする。

### 第 30 条（協議事項）

当社および EDI 会員は、本規約に定めのない事項、または本規約の解釈について疑義、紛争が生じたときは、その都度信義誠実の原則に従い協議し、その解決にあたるよう努めるものとする。

### 第 31 条（合意管轄）

当社および EDI 会員は、前条の協議を経てもなお当事者間の疑義や紛争が解決しない場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

### 第 32 条（本規約の改正）

- 1 当社は、本規約を隨時改正することができる。
- 2 当社は、前項の改正について、改正を予定する期日から少なくとも 1 ヶ月以上前に、当社のホームページ等に掲載する方法、その他適宜の合理的な方法により公表しました EDI 会員に個別に通知する。
- 3 EDI 会員が、前項の公表または通知を受けてから 1 ヶ月以内に当社に対して書面による異議の申立てを行わない場合、EDI 会員は変更後の本規約を承諾したものとみなす。